

民衆の声  
ボイス

# VOICEよこはま

公明党横浜市会議員団 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL 671-3023 FAX 681-2060 http://www.yhkomei.com/ E-mail:shikai@yhkomei.com



賛成多数で市民協働条例が可決された(6月21日本会議場)

**■公明リードの議員提案条例**  
公明党が主導して提案した「横浜市市民協働条例」が公明、自民、民主、みんなの党、共産、ヨコハマ会の全ての会派の賛成によ

今回の「市民協働条例」は、横浜市会として議員から提案した本格的な政策条例です。また、既存の条例を全部改正する議員からの提案は全国的に珍しい試みです。さうに、見直し条項を明記したことも横浜市の条例として初めてのことです。

## 市民と行政の 真のパートナーシップめざして 【横浜市民協働条例】を市会本会議で可決!

提案理由を説明する  
和田卓生議員

この条例は、市民協働事業の4本柱である「契約による協働」「行政の応分負担」「自主自立事業」

り、横浜市会第2回定例会で可決されました。

**■既存の条例を全部改正**

本柱である「契約による協働」「行政の応分負担」「自主自立事業」

度」を全国で初めて規定した条例です。

また、市長の提案だった既存の「横浜市市民活動推進条例」を全部改正して、「横浜市市民協働条例」としました。

**■3年ごとに見直し**

さうに、全国でもあまり例のな

るようになります。

この条例は、市民協働事業の4本柱である「契約による協働」「行政の応分負担」「自主自立事業」



質問に答える斎藤伸一議員

\*2面へ続く\*

### 【団長談話】

公明党市会議員団 団長 仁田 昌寿

市民協働の現場か  
ら、協働の原則に基づ  
いていない等、従来の

制度の不備を指摘する声が寄せられていましたが、新条例の制定で、必要な基本事項の規範が整いました。

今後、横浜市が協働型社会へと進展することを期待しています。

また、議員が提案し議員間で質疑した結果、大多数の賛同が得られたことは、議会のあり方として意義あることと考えます。

# 市民の知恵を行政に活かします。

\*1面より\*

## ＜条例の主なポイント＞

### ①NPOだけでなく町内会・各種法人も実施主体

従来の市民協働がNPO法人を中心とした制度と受け取られていた傾向があるため、自治会・町内会や企業も実施主体として明確に定めることにしました。このことにより、平成23年に制定した「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」の趣旨を具体化するものともなっています。

### ②民間側からも提案できる制度

「協働推進の基本指針」でも地域課題に限った提案制度が掲げられていましたが、今回は地域課題に限らず民間側から市民協働について提案できる制度を規定しました。このことにより、常に行政革新が図られることになります。

### ③市の財政支援を明確化

「市民公益活動」には市民活動推進基金からの助成とともに、「市民協働事業」には公益上必要な負担を横浜市が負うことを明確にしました。その負担は必要最小限のものとすることも規定しました。

### ④協働契約を締結

行政と民間が対等な立場に立って市民協働事業を実施するために、基本的事項を契約によって定めることを規定しました。

### ⑤自主事業を保障

民間が自立的に市民協働事業を行うためには、その財政的な基盤が必要になってきます。そのため、市民協働事業に支障とならない範囲で、自主事業を認めました。自主事業は、その民間の本来業務に限られるものではありません。

### ⑥中間支援組織の育成

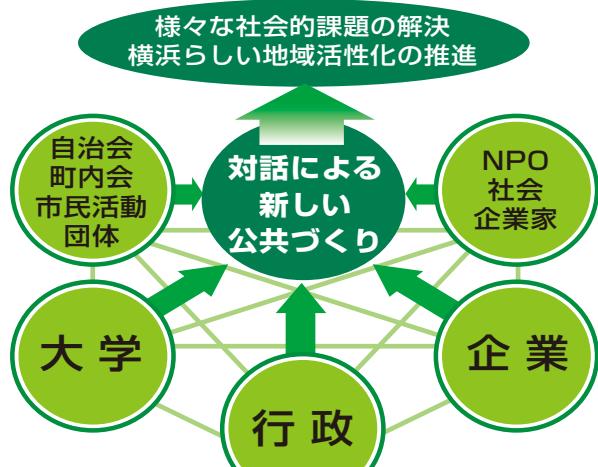
市民協働がスムーズに展開されるためには、市民や町内会・企業や法人に的確なアドバイスをする中間支援組織の存在が必要です。その中間支援組織を、市をはじめ、民間も一緒になって育成していくことを規定しました。

## 市民協働とは

市民活動団体や自治会・町内会、企業などが行政の支援を受け、子育て、介護、福祉、街づくり、イベント等の公共的・公益的な事業・活動を行うことです。



## 【協働のイメージ】



## ＜条例改正への経緯＞

- |            |   |
|------------|---|
| 平成23年 6月中旬 | 条例案要綱を議会局法制課に提示                           |
| 10月上旬      | 条例原案の完成<br>市民活動団体と意見交換                    |
| 平成24年 2月中旬 | 市民活動推進条例の全部改正による市民協働条例案を作成<br>市民活動団体と意見交換 |
| 5月上旬       | 条例に関するパブリックコメントのお知らせを、市内30万世帯に配布          |
| 5月下旬       | 新しい協働を考える会主催のラウンドテーブルで意見交換                |
| 6月8日       | 市民意見を基に、原案を修正し、市民協働条例案を上程                 |
| 21日        | 横浜市会本会議で議決                                |

## 災害に強い「防災モデル都市」横浜をめざす

# ヨコハマ・リフレッシュ計画を推進



設置状況を視察  
(6月8日象の鼻パーク)

気象庁発表の津波警報を受けて、自動的に緊急情報を一斉に放送する装置です。沿岸6区(鶴見、神奈川、西、中、磯子、金沢)で約100箇所整備されます。『耳の不自由な方や外国人にも配慮したシステムにすべき』との公明党からの提案により、ライトの点滅や“TSUNAMI”を強調した呼びかけが行われます。

## 津波警報伝達システム

走行しながら地中空洞を探査する車両を視察(6月20日ジオ・サー(株))  
震災に備え、都市インフラの危険要因を的確に把握し、防災・減災対策に生かす取り組みの必要性について意見交換しました。

## 地中空洞の探査技術

道路などの調査診断を手掛ける企業を訪問し、空洞探査技術により道路の陥没を未然に防ぐ取組などについて、関係者から説明を受けました。



走行しながら地中空洞を探査する車両を視察(6月20日ジオ・サー(株))



参加団体と活発な意見交換  
が行われた(6月25日市会会議室)

様々な提案は、来年度の予算要望に反映するほか、市議団の今後の施策に活かします。

## 「政策懇談会」を実施

市民団体や業界団体代表が意見交換する「政策懇談会」を6月下旬に行いました。参加した約30団体から寄せられた

**活発な議論で政策を実現!**

公明党市会議員団は従来から「横浜方式のスクールランチ」を提案しており、本年2月の市会本会議では「これまでの調査を踏まえ、早期に具体的な取り組みを行うべき」と主張しました。横浜市教育委員会はこれを受け、6月下旬から3週間にわたり市立中学校における昼食のあり方検討のモデル実施協力校でデリバリー方式の昼食提供を行うこととしました。

公明党市会議員団は協力校の一つを訪ね、再加熱カート方式の昼食提供の模様を視察しました。今回のモデル実施も参考に、「横浜方式のスクールランチ」にふさわしい提供内容や方法を検証していきます。

## 資源ごみの持ち去りに罰金

古紙など資源物の持ち去りに罰金(20万円)を科す「横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正案が賛成多数で可決されました。

横浜市は、資源ごみの分別回収を推進するため回収量に応じて



事案が頻発。警察に通報しても被害品の特定が難しく窃盗容疑での立件が困難でした。この改正により、"持ち去り"を抑止することが期待されます。

## 「中学校における昼食のあり方検討」——モデル校で実施



(7月2日 鶴見区・矢向中学校)

**いじめ対策強化せよ -教育長に要望書を提出**

7月23日、公明党横浜市会議員団は、山田巧教育長に「いじめ防止対策の強化を求める要望書」を提出しました。

団長の仁田まさとし市議は席上、滋賀県大津市の中学2年生がいじめを苦に自殺したとされる問題を踏まえ、「いじめの未然防止とともに、早期発見と最悪の事態を回避する取り組みを強化すべき」と指摘しました。

その上で、

- ①いじめの兆候が見られる子どもと直接向き合う機会を持つ
  - ②実態調査を継続的に行う
  - ③児童支援専任・生徒指導専任制度の充実
  - ④カウンセラーリング制度の拡充
  - ⑤人権の尊重、命の大切さを学ぶ教育の徹底を強く求めました。



いじめ防止対策の強化を要望する仁田まさとし市議(左から3人目)



## 委員会構成が 新しくなりました

# 添波正保

〔泉区〕

# 横浜市コールセンター

## ～便利な暮らしの情報ガイド～

●時間／8:00～21:00（土・日・祝日を含む毎日）

 Tel.045-664-2525

Fax. 045-664-2828

●Eメール／callcenter@city.yokohama.jp